

4. 減税の実施方法

給与からの特別徴収(給与天引き)の方

令和6年6月分の特別徴収は行わず、定額減税後の税額を、令和6年7月分から令和7年5月分の11回に分けて徴収します。

※合計所得金額が1,805万円を超える方や均等割のみ課税される方など、定額減税の対象とならない方は従来どおり、令和6年6月分から令和7年5月分の12回に分けて徴収します。



普通徴収(納付書や口座振替)の方

定額減税前の税額をもとに算出した、第1期分(令和6年6月分)の税額から控除し、控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から順次控除します。

※第1期で控除しきれず、税額が0円となる場合は、全期前納することができません。口座振替のかた：令和6年度は期別での引落としとなり、翌年度からは全期前納に戻ります。

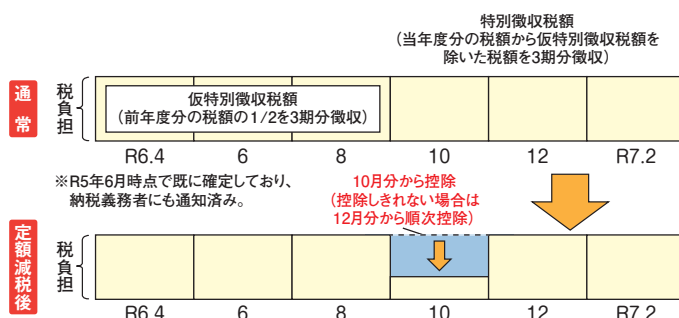
納付書納付のかた：全期前納の納付書はありません。一括で納付したい場合は、期別の納付書をまとめてお使いください。



公的年金からの特別徴収(年金天引き)の方

定額減税前の税額をもとに算出した、令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は、令和6年12月以降の税額から順次控除します。

※ただし、令和6年度に初めて(前年度に中止している場合を含む)公的年金から特別徴収される場合は、令和6年6月分及び8月分は普通徴収による控除を実施し、控除しきれない場合は令和6年10月以降の特別徴収税額から、順次控除します。



5. その他

注意事項

次の額については、定額減税前の額で計算を行うため、定額減税の影響を受けません。

- ・ふるさと納税の特例控除額の控除限度額
- ・公的年金からの翌年度仮特別徴収税額(令和7年4月、6月、8月)

所得税(国税)の定額減税について

所得税(国税)の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzai/index.htm>)

定額減税を補足する給付について

定額減税しきれない場合は、別途給付金(調整給付)が支給されます。給付金の詳細は内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご覧ください。
(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)